

社会保険労務士

ALL たま社会保険労務士事務所便り

連絡先：〒277-0832

柏市北柏 3-5-4 日暮ビル 6F

電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284

e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jpURL：<http://www.tama-office.com/>

「働き方改革法」 省令・指針の検討始まる

◆労政審の労働条件分科会で 議論開始

6月29日に働き方改革関連法が成立したことを受け、必要な省令や指針などについての議論が7月10日、労働政策審議会の労働条件分科会で始まりました。まずは、残業時間や年次有給休暇（年休）などに関する部分の検討が始まり、国会でも与野党が激しく対立した高度プロフェッショナル制度（高プロ）が適用される職業や年収については、秋以降に検討が始められる見込みです。

◆まずは残業時間や年休から働き方改革法で制度の具体化が委ねられた省令は62に及びます。10日の分科会では、罰則があり、企業のシステム改修などが必要な残業時間の上限規制や年休の消化義務などに関わる部分から第1段階として議論することで労使が合意しました。

◆第1段階の検討まとめは8 月下旬めど

残業と休日労働の抑制については、法律で残業時間が「原則月45時間、年360時間」までと明記されており、新たな指針で残業を「できる限り短くするよう努める」ことなどを定めることで、罰則に至らない事例でも是正を求めて指導をしやすいとします。

また、月45時間を超えて残業した働き手に対して健康確保措置を実施することを労使協定（36協定）に盛り込むことを省令で定めることになっています。第1段階の検討は8月下旬をめどにまとめられる見込みです。

◆高プロについての議論は秋 以降に

来年4月から導入される高プロについては、適用対象については、政府は金融商品開発やコンサルタントなどの業務で年収は1,075万円以上と想定していますが、具体的には省令で定められます。10日の分科会では、厚労省が第1段階の議論終了後に「で

きる限り、早期に結論を出す」との案を示しましたが、労働側は「きちんと議論が必要」として了承しませんでした。次回の分科会は7月18日（水）に開かれます。

【厚生労働省「労働政策審議会（労働条件分科会）」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126969.html

WHOで新たに認定された「ゲーム障害」とは？

◆精神疾患として認定

世界保健機関（WHO）は、オンラインゲームやテレビゲームに没頭し、生活や健康に支障をきたす状態を「ゲーム障害」（ゲーム依存症）という精神疾患として、「改訂版国際疾病分類（ICD-11）」で位置づけることを公表しました。ICDは28年ぶりの改訂となり、ゲーム障害が国際的に疾病として認定されたことにより、適切な対策が求められることが懸念されます。

◆診断の基準と症状は？

WHOは、ゲーム障害の主な特徴として以下を挙げています。

- (1) ゲームをする頻度や時間のコントロールができない
- (2) 日常生活でゲームを最優先する
- (3) 悪影響が出ているにもかかわらず、ゲームを続けたり、エスカレートする

こうした行動が少なくとも12カ月続く場合に、ゲーム障害と診断される可能性があるとしています。

ゲーム障害が引き起こす症状として、睡眠不足、目の障害、腰痛、手首の腱鞘炎、肥満などが挙げられます。また、引きこもりの状態や家庭内の暴力などの問題が起き、うつ病や自殺のリスクも高まるとしています。

◆死亡した事例も……

ゲーム障害は、パソコンやスマートフォンの普及に伴い、インターネットやオンラインゲーム、SNSに依存する人が急増し、社会問題となっています。ゲームで相手よりも優位に立つためや、長時間続けるために高額を費やす人もいます。

韓国では、ネットカフェで86時間オンラインゲームを続けていたため「エコノミー症候群」になり死亡した事件が起きました。これをきっかけに16歳未満の青少年に対し、オンラインゲームで遊ぶ

時間を制限する制度を導入しました。

◆日本での取組みは？

2012年の厚生労働省の調査によると、成人約421万人、中高生約52万人がオンラインゲームなどのネット依存の疑いがあると推計されています。

日本では、現在、ネット依存やゲーム障害について相談できる医療機関は25カ所程度で専門医も非常に少ないのが現状です。今後、医療機関や業界団体は、ゲーム障害の実態を把握し、治療法の改善や対応策を検討するとしています。

8月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]

行]

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～

いつも大変お世話になっております。

今回記載しましたが「働き方改革」が来年、再来年と進むことにより法律改正が順次出てきます。

迅速に情報をお伝えしていく所存です。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。